

記載例（法人の場合）

附則様式第1号（附則第2条第6項関係）

(A4)

※ 届出受理番号

喫煙可能室設置施設 届出書

令和〇年〇月〇日

殿

営業許可書の③を記入↓

△△レストラン株式会社

届出者 代表取締役 新潟 太郎

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第6項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 喫煙可能室設置施設	(ふりがな) ①名称	さんかくさんかくれすとらん しちくやまてん ←ふりがなも忘れずに △△レストラン 紫竹山店 ←営業許可書の⑤を記入
	②-1 所在地	〒950 - 0000 ←営業許可書の④を記入 新潟市中央区紫竹山1234-56 (電話 ××× - ××× - ××××)
	②-2 車両番号等	
	③営業許可番号	第0000号 ←営業許可書の①を記入
	④営業許可日	平成(令和)〇年〇月〇日 ←営業許可書の②を記入
2 管理権原者	(ふりがな) ①氏名(法人にあっては、その名称)	さんかくさんかくれすとらんかぶしきがいしゃ ←ふりがなも忘れずに △△レストラン株式会社 ←営業許可書の③に記載の法人名を記入
	(ふりがな) ②法人にあっては、その代表者の氏名	だいひょうとりしまりやく にいがた たろう ←ふりがなも忘れずに 代表取締役 新潟 太郎 ←営業許可書の③に記載の法人代表者名を記入
	③住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)	〒951 - 0000 ←営業許可書の③の法人の事務所住所を記入 新潟市中央区学校町通1234-56 (電話 ××× - ××× - ××□□)
3 備考	担当 紫竹山店店長 信濃川 次郎 (電話 ×××-×××-××××) ↑法人代表者以外に本届出について担当者がある場合に記載	

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 1欄②は、②-1又は②-2のいずれかに記載すること。
- 2欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 3欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

## 記載例（個人事業主の場合）

附則様式第1号（附則第2条第6項関係）

(A4)

※ 届出受理番号

## 喫煙可能室設置施設 届出書

令和〇年〇月〇日

新潟市長

営業許可書の③を記入↓

届出者 越後 一郎

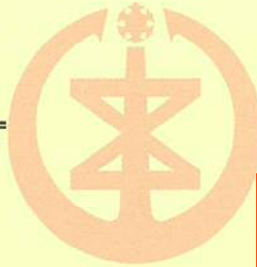
健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第6項の規定により下記のとおり届け出ます。

## 記

1 喫煙可能室設置施設	(ふりがな) ①名称	まるまるにほんかいがふえ 〇〇日本海カフェ	←ふりがなも忘れずに ←営業許可書の⑤を記入
	②-1所在地	〒951-0000 新潟市中央区学校町通1234-56	←営業許可書の④を記入 (電話×××-×××-××××)
	②-2車両番号等		
	③営業許可番号	第0000号	←営業許可書の①を記入
	④営業許可日	平成(令和)〇年〇月〇日	←営業許可書の②を記入
2 管理権原者	(ふりがな) ①氏名(法人にあっては、その名称)	えちご いちろう 越後 一郎	←ふりがなも忘れずに ←営業許可書の③を記入
	(ふりがな) ②法人にあっては、その代表者の氏名		
	③住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)	〒951-0000 新潟市中央区学校町通1111	←営業許可書の③の方の 自宅住所を記入 (電話×××-×××-××△△)
3備考			

## (注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 1欄②は、②-1又は②-2のいずれかに記載すること。
- 2欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 3欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。



新保食指令 第 号 ①  
令和〇年〇〇月〇〇日 ②

氏 名

③

## 営 業 許 可 書

に申請のありました食品営業について、食品衛生法第52条又は新潟県食品衛生条例第2条の規定により下記のとおり許可します。

記

1 営業所所在地

④

2 営業所の名称

⑤

3 営業の種類

4 許可期限

5 その他の条件

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。